

75歳以上の方の新しい医療保険制度

市民生活課

☎0854-40-11031
平成20年4月から、現在の老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変わります。75歳以上の高齢者等の方は、現在加入されている国民健康保険や社会保険から離れ、この独立した「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

この新しい医療保険制度の運営主体（保険者）は、県内全市町村が加入する「島根県後期高齢者医療広域連合」で制度の概要

今までは、75歳以上の方（寝たきり等の65歳以上の方を含む）は、国民健康保険等に加入しながら、「老人保健制度」で各種医療サービスを受けていましたが、平成20年4月からは、新しい「後期高齢者医療制度」で、同様のサービスを受けることとなります。制度のポイント
被保険者……島根県内に在住まいの75歳以上の方（一定の障害の状態にあると広域連合で認定した65歳以上

の方を含む）となります。保険証……これまでの老人医療受給者証に変わり、広域連合が交付する「後期高齢者医療被保険者証」を病院等に提示することになります。

平成19年4月1日から児童手当制度を拡充

市民生活課

☎0854-40-11031
わが国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図るため、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第1子及び第2子について出生順位にかかわらず一律1万円となりました。

■3歳未満の児童の養育者に対する児童手当・第1子、第2子分
(改正前) 月額5千円
(改正後) 月額1万円(倍増)

施行日は平成19年4月1日で、拡充後の最初の支給月は平成19年6月です。

平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

※今回の改正では、受給者が特段の手続きを行う必要はありません。

なお、3歳以上の児童手当の額、支給対象年齢及び所得

の方を含む）となります。

医療受給者証に変わり、広域連合が交付する「後期高齢者医療被保険者証」を病院等に提示することになります。

一般の方は1割、現役並み所得者は3割となります。保険料……原則として、島根県内で均一の保険料とします。納付方法は、基本的に年金からの引き取りとなります。

医療給付……現行の老人保健制度と同様の医療サービス等を行いません。運営主体……都道府県ごとに設立される「後期高齢者医療広域連合」が運営します。

財政運営……被保険者からの「保険料」が1割、国保・社会保険等からの現役世代の「支援金」が約4割、国・都道府県・市町村からの「公費」が約5割の費用負担で運営されます。

制限限度額については現行どおりです。

詳しくは、市役所市民生活課、又はお近くの総合センター自治振興課にお問い合わせください。

児童手当現況届について

市民生活課

☎0854-40-11031
児童手当等を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日時点における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

雲南市では、毎年、現況届の対象となるご家庭へ申請書を送付しております。対象の方は6月30日までに提出してください。しませ電子申請サービスも利用できます。

なお、この届けがない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりしますのでご注意ください！

◆現況届が必要な方

平成19年5月分以前から雲南市で児童手当を受けておら

必ず換気を!!

市民生活課

☎0854-40-11031
最近、換気不良により、小型ガス瞬間湯沸器での一酸化炭素中毒による死亡事故が発生しています。

物が燃えるには、新鮮な空気が必要です。十分な換気をしなければ、空気が不足し、一酸化炭素が発生します。

入瞬間湯沸器を燃焼すると、約20分で致死量の一酸化炭素が部屋に充満することもあります。

一酸化炭素は無色無臭です。頭痛や吐き気で異変に気づいた時には、手足がしびれて動けず、手遅れになって死に至る場合もあります。

必ず換気をして、一酸化炭素中毒による死亡事故を防ぎましょう。

「みんなが主役 省エネでつくる環境のまち」実践にご協力ください～その⑩～

市民部環境対策課 ☎0854-40-1033

★環境家計簿にチャレンジ!

省エネを実行し、温暖化ガスを削減しようといわれていますが、一体自分の家からどれぐらいの二酸化炭素が排出されているかご存知でしょうか？

難しそう、と思っている方に紹介したいのが、環境家計簿「エコライフチャレンジしまね (http://www.e-shimane.net/life/)」です。

これは、その月の電気・ガス・水道等の使用量を入力するだけで二酸化炭素排出量を計算し、排出量の推移や類似世帯との比較も簡単にできます。

まず、現状を知り、何をしたら環境に優しい生活ができるのか考えることが出来ます。みなさんもぜひ環境家計簿にチャレンジしましょう。



れる方

6月以降市外に転出される方も提出が必要です。

◆現況届提出に必要なもの

- ① 児童手当等現況届
- ② 健康保険被保険者証の写し等（請求者のもの）
- ③ 印鑑（朱肉が必要な認印でお願いします）
- ④ 児童手当所得証明書、又は課税証明書（請求者のもの）

【提出が必要な方】
平成19年1月1日時点で雲南市に住所のない方

【証明する年】
平成19年度（平成18年中の所得分です）

⑤ 別居監護申立書

【提出が必要な方】
請求者と児童の住民票上、住所が異なる方。

⑥ 住民票（児童の属する世帯全員のもの）

【提出が必要な場合】
請求者と児童の住民票上の住所が異なり、かつ、その児童が雲南市外に住所を有する場合

、 、 については全ての方に該当するものではありません。

年金相談所開設

市民生活課

☎0854-40-11031
松江社会保険事務所による年金相談所が次の日程で開設されます。厚生年金・国民年金のことなどで相談したい方はお気軽にご利用ください。また、事前に連絡されると厚生年金受給手続き等も受け付けますので、ご希望の方は松江社会保険事務所までご連絡ください。

日時
6月15日（金）
午前10時～12時
午後1時～3時

会場
木次総合センター
持参品
夫婦の年金手帳、年金証書、職歴書、印鑑など

代理の方の場合は委任状が必要で

【連絡先】
松江社会保険事務所
☎0852-26-2800

広告枠

広告枠